

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における 情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）第8条（同法第9条の5第1項において読み替えて適用する場合を含む。）においては自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「証明書」という。）の備付けが、自賠法第85条第1項等においては証明書の提示が義務付けられている。

一方で、電動キックボード等の新たなモビリティや一部の二輪車は証明書を備え付けることが構造上困難であることから、告示で定める自動車（以下「備付け困難自動車」という。）について、電磁的記録による証明書の備付けを可能とするため、令和5年6月から、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和5年国土交通省令第7号。以下「自賠法e-文書規則」という。）により、証明書の備付け義務や提示義務の履行方法について電磁的記録による方法も可能としたところである。

今般、保険業界より、備付け困難自動車だけでなく、全ての自動車の種別について電磁的記録による証明書の備付け及び提示を可能とすることを求める要望を受けていたところ、共同データベースの構築により電磁的記録による証明書の交付が可能となったため、自賠法e-文書規則について所要の改正を行う。

2. 概要

（1）証明書の交付について電子化に対応（新設）

自賠法第7条第1項及び第4項（これらの規定を同法第9条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の証明書の交付について、電磁的記録を用いる方法により、履行可能とする。

（2）証明書の作成について電子化に対応（新設）

自賠法第7条第2項及び第3項（これらの規定を同法第9条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の証明書の作成について、電磁的記録を用いる方法により、履行可能とする。

（3）証明書の備付け義務について電子化に対応（自賠法e-文書規則第3条）

自賠法第8条（同法第9条の5第1項において読み替えて適用する場合を含む。）の証明書の備付け義務について、備付け困難自動車だけでなく、全ての自動車の種別において電磁的記録を用いる方法により、履行可能とする。

（4）証明書の提示義務について電子化に対応（自賠法e-文書規則第5条）

自賠法第9条第6項（同法第9条の5第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第85条第1項に規定する証明書の提示義務について、備付け困難自動車だけでなく、全ての自動車の種別において電磁的記録を用いる方法により、履行可能とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年10月頃

施 行：令和6年11月上旬